

JOCジュニアオリンピックカップ大会

財団法人 地域活性化センター『スポーツ拠点づくり推進事業』

第35回全日本ジュニア障害馬術大会 2011

主催 : 社団法人 日本馬術連盟 運営 : 全日本ジュニア障害馬術大会実行委員会

1. 期日 平成 23 年 8 月 4 日(木) ～ 7日(日)

2. 後援 財団法人 地域活性化センター
総務省
文部科学省
山梨県
山梨県北杜市
日本中央競馬会

3. 共催 公益財団法人 日本オリンピック委員会

4. 会場 山梨県馬術競技場
山梨県北杜市小淵沢町 10060-3

5. 競技種目及び日程(競技日程は都合により変更することがある)

第1日目(8月4日)

フレンドシップ競技

I H130cm クラス

II H120cm クラス

III H110cm クラス

第2日目(8月5日)

第1 競技 ヤングライダー障害飛越競技(中障害 B)

基準表 A 238 条 2.1 (ジャンプオフは行わない)

H130cm 以下 W150cm 以内 分速 375m 水濠 350cm 以内 13 障害以下

第2 競技 ジュニアライダー障害飛越競技(中障害 C)

基準表 A 238 条 2.1 (ジャンプオフは行わない)

H120cm 以下 W140cm 以内 分速 350m 13 障害以下

第3 競技 チルドレンライダー障害飛越競技(中障害 D)

基準表 A 238 条 2.1 (ジャンプオフは行わない)

H110cm 以下 W130cm 以内 分速 350m 13 障害以下

第3日目(8月6日)

第4競技 ヤングライダー障害飛越競技(スピードアンドハンディネス中障害B)

基準表C 239条 263条

H125cm以下 W150cm以内 15障害以下

第5競技 ジュニアライダー障害飛越競技(スピードアンドハンディネス中障害C)

基準表C 239条 263条

H115cm以下 W140cm以内 15障害以下

第6競技 チルドレンライダー障害飛越競技(スピードアンドハンディネス中障害D)

基準表C 239条 263条

H105cm以下 W130cm以内 15障害以下

第4日目(8月7日)

第7競技 ヤングライダーカップ(中障害B)

基準表A 238条 2.1 (ジャンプオフは行わない)

H130cm以下 W150cm以内 分速375m 水濠350cm以内 13障害以下

第8競技 ジュニアライダーカップ(中障害C)

基準表A 238条 2.1 (ジャンプオフは行わない)

H120cm以下 W140cm以内 分速350m 13障害以下

第9競技 チルドレンライダーカップ(中障害D)

基準表A 238条 2.1 (ジャンプオフは行わない)

H110cm以下 W130cm以内 分速350m 13障害以下

第10競技 ヤングライダー障害飛越選手権

基準表A 238条 2.2 (ジャンプオフは基準Aで行う)

H135cm以下 W150cm以内 分速375m 水濠350cm以内 13障害以下

第11競技 ジュニアライダー障害飛越選手権

基準表A 238条 2.2 (ジャンプオフは基準Aで行う)

H125cm以下 W140cm以内 分速350m 13障害以下

第12競技 チルドレンライダー障害飛越選手権

基準表A 238条 2.2 (ジャンプオフは基準Aで行う)

H115cm以下 W130cm以内 分速350m 13障害以下

【選手権競技 出場人馬決定方法】

- (1) 第10競技から第12競技の出場権については、標準競技とスピードアンドハンディネス競技における順位点の合計点の少ない**各上位60%**(第2日目の第1競技から第3競技の出場数に基づく)の選手が出場できる。ただし、いずれかの競技で失権もしくは棄権した人馬には順位点を与えず、選手権競技の出場権はない。
- (2) 順位点は、第1位を1点とした各順位をその人馬の順位点として配点し、標準競技、スピードアンドハンディネス競技の点数を出場人馬ごとに合計する。順位点が同点の場合は、スピードアンドハンディネス競技の成績上位の人馬を上位とする。
- (3) 選手権競技に複数の馬匹で出場権を得た人馬は、選手権出場馬1頭を宣言しなければならない。宣言外の馬匹は選手権に出場できない。

【ライダーカップ競技の出場について】

選手権競技に出場しない人馬が出場できるが、選手権競技と重複して出場することはできない。

6. 出場順

- (1) 第1競技から第3競技の出場順は、本大会実行委員会が抽選により決定する。
- (2) 第4競技から第6競技の出場順は、第1競技、第2競技、第3競技の出場順のリバースオーダーとする。
- (3) 第7競技から第9競技の出場順は、順位点合計のリバースオーダーとする。
- (4) 第10競技から第12競技の出場順は、順位点合計のリバースオーダーとする。

7. 参加資格

- (1) 日本馬術連盟の個人会員で、申し込み時において日本馬術連盟騎乗者資格B級以上の取得者であること。
- (2) 馬匹は、申し込み時において日本馬術連盟の登録馬であること。
- (3) 平成22年7月5日から平成23年7月3日までに開催された公認競技会の認定種目において、本大会に出場するクラスと同レベル以上の標準種目で異なる2大会において3回以上の完走実績がある同一人馬であること。
- (4) 日本馬術連盟に登録のない団体は、所属の名称として使用できない。
- (5) ヤングライダーに参加できる選手は、満16才に達する暦年の始めから満22才に達した年の終わりまでとする。
(1989年1月1日生まれから1995年12月31日生まれの者)
- (6) ジュニアライダーに参加できる選手は、満14才に達する暦年の始めから満18才に達した年の終わりまでとする。
(1993年1月1日生まれから1997年12月31日生まれの者)
- (7) チルドレンライダーに参加できる選手は、満10才に達する暦年の始めから満16才に達した年の終わりまでとする。
(1995年1月1日生まれから2001年12月31日生まれの者)
- (8) 申し込み出場クラス(チルドレン・ジュニア・ヤング)は大会期間を通じて変更はできない。

8. 参加条件

- (1) 全参加頭数は、220頭とする。
- (2) 選手はクラスを重複して出場できない。一選手3頭以内とする。ただし、申し込み頭数が220頭を越える場合は、制限することがある。
- (3) 第1競技と第4競技、第2競技と第5競技、第3競技と第6競技は、各々同一の選手が出場すること。
- (4) 馬匹の出場は、同一競技につき1回限りとし、クラスを重複できない。

9. 競技会規程

国際馬術連盟障害馬術競技会規程第23版、一般規程第23版、獣医規程第12版ならびに日本馬術連盟競技会規程第23版、日本馬術連盟獣医規程、獣医規程実施規則による。

10. 選手の服装及び馬装

- (1) 服装は、日本馬術連盟競技会規程第23版による。特に、いかなる場合でも騎乗する際は、必ず固定式顎紐付き乗馬用防護帽を正常に着用すること。乗馬用防護帽を着用しない場合は出場を認めない。(選手以外の者が騎乗する場合も同様とする)
- (2) 馬装は、国際馬術連盟障害馬術競技会規程第257条による。

11. フレンドシップ競技

- (1) この競技への出場は義務付けない。
- (2) 選手は、本競技出場選手以外の指導者も出場できるが、本要項7.(1)を満たしていること。
- (3) エントリーは参加申込にあわせて行う。なお、競技進行の状況により変更追加を認める場合がある。
- (4) 服装は、正装でなくてもよいが見苦しくない服装で、長靴及び定められた防護帽は必ず装着のこと。
- (5) 出場順は日本馬術連盟ウェブサイトにて発表する。

12. 参加料

- (1) 選手参加料 1人馬2種目分 36,000円(ライダーカップ競技と選手権競技の参加料は徴収しない)
※ 参加料の内、1種目あたり2,000円をオリンピック協賛金とする。
- (2) 馬匹参加料 1頭 10,000円
- (3) フレンドシップ参加料 1鞍 8,000円

- (4) 振込先 三井住友銀行
 日本橋東支店
 普通口座
 口座番号 7473294 (名義)障害馬術本部実行委員会

※ 参加料の納入は、**銀行振込のみ**とする(振込み以外は受け付けない)。

※ 一度納入した参加料等は競技に出場しない場合でも返却しない。ただし、主催者側の都合により競技を取りやめた場合は、この限りではない。

13. 申込方法及び期限

(1) 参加申込は、実施要項発表より郵送で受け付けし、平成 23 年 7 月 8 日(金)到着分までとする。

(2) 申し込みにあたっては、次の書類すべてを同封すること。

- ① 参加申込書
- ② 参加選手資料表
- ③ 参加馬資料表
- ④ フレンドシップ参加申込書
- ⑤ 誓約書
- ⑥ 振込を証明する書類(コピー可)
- ⑦ 振込額計算書/提出書類確認表

- (3) 送付先 〒104-0033
 東京都中央区新川 2-6-16 馬事畜産会館 6F
 日本馬術連盟内 全日本ジュニア障害馬術大会実行委員会

(4) 申込書類の不足や不備等がある場合は、出場を認めない場合がある。

14. 宿泊

(1) 選手及び選手関係者の宿泊は各自手配すること。

(2) 会場付近での宿泊および、会場内または周辺での幕舎宿営、自炊、火気の使用は認めない。

(3) 事前の申し込みがあった場合のみ、1 団体につき 1 名の馬取扱人(男子に限る)の宿舎を実行委員会が手配する。(宿泊費 1 泊:¥1,575<税込・自己負担>)。ただし、寝具は各自用意すること。

15. 参加馬の入厩及び退厩

(1) 馬匹の入厩期間は、平成 23 年 8 月 3 日(水)より 7 日(日)までとする。

(2) 入厩時間は午前 8 時 30 分から午後 4 時までとする。申込書に到着日、到着時刻を記入すること。入厩当日に時間外の到着となる場合は、大会実行委員会まで事前に報告すること。

(3) 競技開催中は、馬運車の移動はできない。

(4) 入厩は、大会実行委員会の指示に従って馬運車の移動を行い、会場に到着後、速やかに馬の登録証及び健康手帳を大会本部に提出すること。

16. 馬糧・敷料

- (1) 馬糧は、各自が持参し退厩の際は全て持ち帰ること。
- (2) 敷料は、木材チップのみとし、実行委員会が手配する。

17. 馬の防疫

- (1) 下記の事項が記載された馬の健康手帳を携行すること。
 - ①入厩日の前年1月1日以降の馬伝染性貧血の陰性証明。
 - ②馬インフルエンザの予防接種を以下の要領で実施し、その接種証明。
 - ・基礎接種として初回ワクチン接種を実施してから21日以上・2ヵ月以内に2回目のワクチン接種を行い、その後、7ヵ月以内に最初の補強接種を行い、それ以降は1年以内に継続的に補強接種を受けていなければならない。
 - ・競技場に入厩する6ヵ月+21日以内に補強接種(または基礎接種の2回目)を受けていなければならない。
 - ・2008年3月31日以前に基礎接種を完了している馬については、基礎接種の後の最初の補強接種は1年以内であれば可とする。
 - ③日本脳炎予防接種を以下の要領で実施し、その接種証明。
 - ・当年5月1日以降に、2週間から2ヵ月の間隔で2回実施していること。
- (2) 馬インフルエンザが疑われる馬匹は入厩できない。出発前1週間の臨床症状をよく観察し、馬インフルエンザを疑う症状がある場合は、獣医師に検査を依頼すること。
- (3) 馬輸送用馬運車は、積み込み前にその内部をパコマあるいは逆性石鹼等で消毒すること。
- (4) 入厩予定日において、輸入検疫後の着地検査中(3ヵ月)の馬匹は出場できない。
- (5) 上記が守れない場合や申込書類に不備がある場合は、入厩を認めない。

18. ドーピング検査

- (1) 本大会に参加する全ての馬匹を対象として、規程に則りドーピング検査を行う予定である。
- (2) 馬の管理責任者は、競技会での馬の騎乗者(競技者)とし、厩舎地区の保安管理の如何を問わず、自らの管理責任と薬物検査の結果に対する責任を免れることはできない。

19. 打合せ会

- (1) 平成23年8月4日(木)午後4時から山梨県馬事振興センター内ガレージにて行う。
- (2) 所属団体の代表者(1団体1名)は、必ず出席すること(代理出席を認める)。
- (3) 打合せ会で承認あるいは確認された事項を優先する。

20. 表彰式

- (1) 表彰式の日程は、別途連絡する。
- (2) 表彰式には正装で参加し、正当な理由なく参加しない者は入賞の資格を失う。

21. 褒賞

- (1) 第1競技から第6競技は、第1位の選手に賞杯を贈り、上位1/4までに馬リボンを贈る。
- (2) 第7競技から第9競技は、第6位までを入賞とし、第1位から第3位までの選手に賞状・カップを贈る。また、入賞者に馬リボンを贈る。
- (3) 第10競技から第12競技までは、第10位までを入賞とし、第1位から第3位までの選手に賞状・メダル・賞杯・厩舎掛けを贈る。また、入賞者に馬リボンを贈る。

(4) 各選手権競技の優勝者の賞典は下記による。

- ・ヤングライダー障害飛越選手権 日本馬術連盟会長賞(チャレンジ)
JOC カップ(チャレンジ)
JOC ジュニアオリンピックカップ
文部科学大臣賞(賞状)
北杜市長賞(賞状・トロフィー)
日本中央競馬会賞(賞状・トロフィー)
- ・ジュニアライダー障害飛越選手権 日本馬術連盟会長賞
文部科学大臣賞(賞状)
北杜市長賞(賞状・トロフィー)
日本中央競馬会賞(賞状・トロフィー)
- ・チルドレンライダー障害飛越選手権 日本馬術連盟会長賞
文部科学大臣賞(賞状)
北杜市長賞(賞状・トロフィー)
日本中央競馬会賞(賞状・トロフィー)

(5) 各選手権競技において、上位3位までの人馬には、以下の通り本年度の全日本大会への出場権が与えられる。

- ・ヤングライダー障害飛越選手権 全日本障害馬術大会 2011Part I 中障害 A or B
(重複しての申込はできない)
- ・ジュニアライダー障害飛越選手権 全日本障害馬術大会 2011Part II 中障害 C
- ・チルドレンライダー障害飛越選手権 全日本障害馬術大会 2011Part II 中障害 D

※ 全日本 Part I / II では、グレードを重複して出場することはできない。

※ 馬匹のグレード登録は、出場する各全日本クラスのグレードに変更しなくてもよい。

(注意:全日本 Part II のポイント集計締め切り日から全日本 Part I ポイント集計締め切り日までは、グレード変更禁止期間となっています)

(6) 飼育奨励金は下記の通りとし、支払いは銀行振り込みとする。なお、受賞者は、表彰式終了後に振込先通知書類を大会本部宛に提出すること。

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	計
第10競技	150,000	100,000	50,000	30,000	20,000	10,000	360,000
第11競技	100,000	70,000	35,000	20,000	10,000	7,000	242,000
第12競技	100,000	70,000	35,000	20,000	10,000	7,000	242,000
飼育奨励金 総額							844,000

22. 海外強化合宿

- (1) ヤングライダー及びジュニアライダーの各選手権競技入賞者のそれぞれ上位3名を、海外で行う強化合宿への派遣を予定している。本大会終了後、対象者への参加意志確認を行い、派遣選手6名を決定する(個人負担有り)。
- (2) 上位者が辞退した場合は、順次繰り上げる場合がある。
- (3) 期間は本年8月下旬から9月上旬を予定しており、貸与馬によるトレーニング等を行う。
- (4) 参加希望者は事前にパスポートを取得しておくこと。

23. その他

- (1) 資格を誤って申し込んだ場合は出場を認めない。また、競技期間中に発見された場合は失格とし、以後実施される競技には出場できない。
- (2) 参加選手は、会員証、乗馬登録証、馬の健康手帳及び健康保険証(またはそれに代わるもの)を持参すること。
- (3) 選手は何らかの傷害保険に加入していること。
- (4) 打ち合わせ会での選手の変更は、参加選手の中で人馬の組合せの有資格選手の変更のみ認める。
- (5) 事故のないように十分注意すること。万一の場合、応急処置は講ずるが大会実行委員会及び主催者はその責を負わない。
- (6) 一般観覧者に対して事故のないよう十分注意すること。
- (7) 競技場周辺或いは練習馬場等において事故のないよう細心の注意を払うこと。
- (8) 厩舎地区及びその周辺地区は各参加団体の自主管理とし、貴重品の管理には十分注意すること。
- (9) 厩舎地区及びその周辺は火気厳禁とする。
- (10) 清掃は各団体で協力して行い、ゴミは各団体ですべて持ち帰ること。
- (11) 競技会場が定める遵守事項および打ち合わせ会における注意事項を厳守すること。
- (12) 一般車及び馬運車の駐車は、大会実行委員会の指示に従うこと。
- (13) 大会実行委員会からの注意勧告に対して、改善の見られない団体に対しては失格とする場合がある。
- (14) 申込書類の誓約書に、血液型及び薬物アレルギーの有無を記載すること。
- (15) 選手及び関係者はメディカルカードを常に携行すること。
- (16) 本大会の実施種目は、日本馬術連盟のランキングポイントの対象種目としない。
- (17) 日本馬術連盟ウェブサイトに掲載の案内に注意すること。